

第1号議案

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年1月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行により、教育委員長制度が廃止されることに伴い、所要の措置を講ずることを市長に申し出るため、本案を提出します。

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年一宮市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1の項を次のように改める。

1	教育委員会委員	月額 51,200
---	---------	-----------

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第3項に規定する委員長に係る報酬については、なお従前の例による。

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年一宮市条例第32号）新旧対照表

現行	改正案
別表第1（第1条関係） 【別記1 参照】	別表第1（第1条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

現行

番号	区分	報酬の額 (円)
1	教育委員会 (教育長を除く。)	月額 57,500
	委員長	
	委員	月額 51,200
略		

改正案

番号	区分	報酬の額 (円)
1	教育委員会委員	月額 51,200
略		

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年1月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行により、教育委員長制度が廃止されることに伴い、関係規則の整備を行うため、本案を提出します。

一宮市教委規則第 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(一宮市教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 一宮市教育委員会公告式規則(昭和31年一宮市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「委員長」を「教育長」に改める。

(一宮市教育委員会会議規則の一部改正)

第2条 一宮市教育委員会会議規則(昭和31年一宮市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第2条及び第3条 削除

第4条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条第2項中「委員長」を「教育長」に、「出で」を「出」に改める。

第6条第3項、第7条、第8条及び第9条中「委員長」を「教育長」に改める。

第10条第3号中「委員長」を「教育長」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とする。

第11条第2項並びに第12条第1項、第2項及び第4項中「委員長」を「教育長」に改める。

第13条第1項中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第15条中「委員長」を「教育長」に改める。

第16条第1項第3号中「委員長及び」を削り、同項第8号中「委員長」を「教育長」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第17条第2項及び第3項中「委員長」を「教育長」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

(会議録の公表)

第17条の2 教育長は、前条第2項の規定により署名された会議録を公表するものとする。

第18条中「委員長」を「教育長」に、「のべる」を「述べる」に改める。

第20条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

(一宮市教育委員会会議傍聴規則の一部改正)

第3条 一宮市教育委員会会議傍聴規則(平成23年一宮市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号、第4条、第6条、第7条、第9条及び第10条中「委員長」を「教育長」に改める。

(教育長に対する事務委任規則の一部改正)

第4条 教育長に対する事務委任規則(昭和31年一宮市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第26条第2項各号」を「第25条第2項各号」に改める。

第2条中「かかわらず、」を「より」に、「について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定にかからしめることができる」を「で重要なものについて、その管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない」に改める。

(一宮市教育委員会公印規則の一部改正)

第5条 一宮市教育委員会公印規則（平成16年一宮市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表11の項及び11-2の項を削る。

(一宮市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第6条 一宮市教育委員会事務局処務規則（平成17年一宮市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の一宮市教育委員会公告式規則の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により旧教育長がなお従前の例により在職する間は、適用しない。

3 第2条の規定による改正後の一宮市教育委員会会議規則の規定は、改正法附則第2条第1項の規定により旧教育長がなお従前の例により在職する間は、適用しない。

4 第3条の規定による改正後の一宮市教育委員会会議傍聴規則の規定は、改正法附則第2条第1項の規定により旧教育長がなお従前の例により在職する間は、適用しない。

5 第4条の規定による改正後の教育長に対する事務委任規則の規定は、改正法附則第2条第1項の規定により旧教育長がなお従前の例により在職する間は、適用しない。

6 第5条の規定による改正後の一宮市教育委員会公印規則の規定は、改正法附則第2条第1項の規定により旧教育長がなお従前の例により在職する間は、適用しない。

7 第6条の規定による改正後の一宮市教育委員会事務局処務規則の規定は、改正法附則第2条第1項の規定により旧教育長がなお従前の例により在職する間は、適用しない。

(第1条関係) 一宮市教育委員会公告式規則(昭和31年一宮市教育委員会規則第2号)新旧対照表

現行	改正案
<p>第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して委員長が署名しなければならない。</p> <p>第3条 教育委員会の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び委員長の氏名を記入して委員長印を押さなければならない。</p>	<p>第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して教育長が署名しなければならない。</p> <p>第3条 教育委員会の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び教育長の氏名を記入して教育長印を押さなければならない。</p>

(第2条関係) 一宮市教育委員会会議規則(昭和31年一宮市教育委員会規則第3号)新旧対照表

現行	改正案
<p>第2章 委員長及び委員職務代理者の選出方法 (委員長の選挙等)</p> <p>第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第167号。次条において「法」という。)第12条第1項の規定による委員長の選挙は、<u>単記無記名投票によるものとする。</u></p> <p>2 前項の場合においては、有効投票の最多数を得たものをもって当選人とする。ただし、<u>最多数を得た者が2人以上あるときは、くじで当選人を定めるものとする。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>会議に諮り、これらの規定に定める方法以外の方法により委員長を決定することができる。</u></p> <p>第3条 前条の規定は、<u>法第12条第4項の規定による委員長の職務を代理する委員の指定について準用する。</u></p> <p>(会議の招集)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 会議の招集を行った場合には、委員長は、直ちに会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件を告示するものとする。ただし、急施を要するときは、この限りでない。</p> <p>第5条 略</p> <p>2 委員は招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに委員長に届け出なければならぬ。</p> <p>(定例会及び臨時会)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 臨時会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員2人以上から書面で開催の請求があったときに、その事件に限り開くものとする。</p> <p>(議席)</p> <p>第7条 委員の議席は、委員長が定める。</p> <p>(開会及び閉会)</p> <p>第8条 開会及び閉会は、委員長が宣言する。</p>	<p>第2章 削除</p> <p>第2条及び第3条 削除</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 会議の招集を行った場合には、委員長は、直ちに会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件を告示するものとする。ただし、急施を要するときは、この限りでない。</p> <p>第5条 略</p> <p>2 委員は招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに委員長に届け出なければならぬ。</p> <p>(定例会及び臨時会)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 臨時会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員2人以上から書面で開催の請求があったときに、その事件に限り開くものとする。</p> <p>(議席)</p> <p>第7条 委員の議席は、委員長が定める。</p> <p>(開会及び閉会)</p> <p>第8条 開会及び閉会は、委員長が宣言する。</p>

<p>(議事日程)</p> <p>第9条 委員長は、議事日程を作成し、あらかじめ、委員に配付しなければならない。ただし、急施を要する場合は、これを省略することができる。</p> <p>(会議の順序)</p> <p>第10条 会議は、おおむね次の順序で行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 委員長報告</p> <p>(4) 教育長報告</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(郵議)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 委員の発案建議及び議案に対する修正の動議は文書を以て、委員長に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(発言)</p> <p>第12条 発言しようとする者は、委員長の許可を得なければならない。</p> <p>2 2人以上が発言を求めたときは、委員長は、先に発言したと認められた者に指名して発言させるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 委員長は、発言について時間を制限することができる。</p> <p>(採決)</p> <p>第13条 委員長において議題につき論旨が尽きたと認めるときは、会議はかつて採決しななければならない。</p> <p>2 採決の方法は、賛否の発言、記名投票及び無記名投票の3種とし、委員長が適宜これを採用する。</p> <p>第15条 教育委員会事務局職員のうち、特に委員長より要求又は許可せられたるものは、委員会に出席することができる。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第16条 会議録には、会議の次第及び次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>(議事日程)</p> <p>第9条 教育長は、議事日程を作成し、あらかじめ、委員に配付しなければならない。ただし、急施を要する場合は、これを省略することができる。</p> <p>(会議の順序)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 教育長報告</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(郵議)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 委員の発案建議及び議案に対する修正の動議は文書を以て、教育長に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(発言)</p> <p>第12条 発言しようとする者は、教育長の許可を得なければならない。</p> <p>2 2人以上が発言を求めたときは、教育長は、先に発言したと認められた者に指名して発言させるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 教育長は、発言について時間を制限することができる。</p> <p>(採決)</p> <p>第13条 教育長において議題につき論旨が尽きたと認めるときは、会議はかつて採決しななければならない。</p> <p>2 採決の方法は、賛否の発言、記名投票及び無記名投票の3種とし、教育長が適宜これを採用する。</p> <p>第15条 教育委員会事務局職員のうち、特に教育長より要求又は許可せられたるものは、委員会に出席することができる。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第16条 略</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 委員長及び教育長の報告の要旨</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) その他委員長又は会議において必要と認められた事項</p> <p>2 会議録に記載した事項に関して、委員に異議があるときは、委員長はこれを会議ではかつて決定する。 (会議録の作成等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 会議録に署名すべき委員は2名とし、会議の始めに委員長が会議に諮りこれを定める。</p> <p>3 秘密会の議事及び委員長において取消しを命じた発言は、会議録に記載しない。</p> <p>(請願及び陳情)</p> <p>第18条 委員会に対して、請願又は陳情をしようとする者は、委員長の許可する時間内において、事情を述べることができる。 (会議の運営に関し必要な事項)</p> <p>第20条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議にかつて定める。</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 教育長の報告の要旨</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) その他教育長又は会議において必要と認められた事項</p> <p>2 会議録に記載した事項に関して、委員に異議があるときは、教育長はこれを会議に諮りて決定する。 (会議録の作成等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 会議録に署名すべき委員は2名とし、会議の始めに教育長が会議に諮りこれを定める。</p> <p>3 秘密会の議事及び教育長において取消しを命じた発言は、会議録に記載しない。</p> <p>(会議録の公表)</p> <p>第17条の2 教育長は、前条第2項の規定により署名された会議録を公表するものとする。 (請願及び陳情)</p> <p>第18条 委員会に対して、請願又は陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内において、事情を述べることができる。 (会議の運営に関し必要な事項)</p> <p>第20条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が会議にかつて定める。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(第3条関係) 一宮市教育委員会会議傍聴規則 (平成23年一宮市教育委員会規則第2号) 新旧対照表

現行	改正案
<p>(傍聴をすることができない者)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が傍聴を不適當であると認める者 (傍聴人の人数の制限)</p> <p>第4条 委員長は、傍聴席が満席となったとき、その他必要があると認めるときは、傍聴をすする者(以下「傍聴人」という。)の人数を制限することができる。 (撮影及び録音等の禁止)</p> <p>第6条 傍聴人は、映像及び画像の撮影、音声の録音又は映像及び音声の継ぎをしない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。 (傍聴人の退場)</p> <p>第7条 傍聴人は、委員長が秘密会を開く宣言をしたときは、直ちに退場しなければならぬ。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第9条 委員長は、傍聴人がこの規則の規定に違反したと認めるときは、その傍聴人に退場を命ずることができる。 (委任)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、傍聴に關し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。</p>	<p>(傍聴をすることができない者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が傍聴を不適當であると認める者 (傍聴人の人数の制限)</p> <p>第4条 教育長は、傍聴席が満席となったとき、その他必要があると認めるときは、傍聴をすする者(以下「傍聴人」という。)の人数を制限することができる。 (撮影及び録音等の禁止)</p> <p>第6条 傍聴人は、映像及び画像の撮影、音声の録音又は映像及び音声の継ぎをしてはならない。ただし、教育長の許可を得た場合は、この限りでない。 (傍聴人の退場)</p> <p>第7条 傍聴人は、教育長が秘密会を開く宣言をしたときは、直ちに退場しなければならぬ。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第9条 教育長は、傍聴人がこの規則の規定に違反したと認めるときは、その傍聴人に退場を命ずることができる。 (委任)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、傍聴に關し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。</p>

(第4条関係) 教育長に対する事務委任規則 (昭和31年一宮市教育委員会規則第5号) 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第26条第2項各号に掲げる事項に関すること。</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>第2条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定にかからしめることができる。</p>	<p>第1条 略</p> <p>(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第25条第2項各号に掲げる事項に関すること。</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>第2条 教育長は、前条の規定により委任された事務で重要なものについて、その管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。</p>

(第5条関係) 一宮市教育委員会公印規則 (平成16年一宮市教育委員会規則第1号) 新旧対照表

現行	改正案
別表 (第3条-第5条関係) 【別記1 参照】	別表 (第3条-第5条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

現行

公印 番号	公印名	書体	寸法 (ミリメートル)	ひな形	管守課等	用途
10 略						
11	一宮市教育委員会委員長印	てん書	方21	一宮市教育委員会 委員長印	総務課	委員長名で発する文書用
11-2	一宮市教育委員会委員長印	てん書	方21	一宮市教育委員会 委員長印	総務課	委員長名で発する文書 (印刷) 用
12 略						

改正案

公印 番号	公印名	書体	寸法 (ミリメートル)	ひな形	管守課等	用途
10 略						
12 略						
略						

(第6条関係) 一宮市教育委員会事務局処務規則(平成17年一宮市教育委員会規則第8号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(<u>教育長職務代行</u>) 第12条 <u>教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育次長がその職務を代行する。</u> 2. <u>教育長若しくは教育次長にも事故があるとき、教育長若しくは教育次長も欠けたとき、又は教育次長を置かないときは、部長が教育長の職務を代行する。</u></p>	<p>第12条 <u>削除</u></p>

一宮市博物館条例の一部を改正する条例の制定について

一宮市博物館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年1月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定に基づき、一宮市博物館に一宮市博物館運営協議会を置くことを市長に申し出るため、本案を提出します。

一宮市博物館条例の一部を改正する条例

一宮市博物館条例（昭和62年一宮市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（博物館運営協議会）

第4条の2 法第20条第1項の規定により、一宮市博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例の一部改正）

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例（平成24年一宮市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条中「で定める」の次に「一宮市博物館運営協議会及び」を加える。

（一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年一宮市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1中47の項を48の項とし、43の項から46の項までを1項ずつ繰り下げ、42の項の次に次のように加える。

43	博物館運営協議会委員	日額 7,400
----	------------	----------

一宮市博物館条例 (昭和62年一宮市条例第26号) 新旧対照表

現行	改正案
<p>(職員) 第4条 略</p>	<p>(職員) 第4条 略 (博物館運営協議会) 第4条の2 法第20条第1項の規定により、一宮市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 3 前2項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>

一宮市博物館運営協議会規則の制定について

一宮市博物館運営協議会規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年1月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市博物館条例第4条の2第3項の規定に基づき、一宮市博物館運営協議会に関し必要な事項を定めるため、本案を提出します。

一宮市博物館運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一宮市博物館条例（昭和62年一宮市条例第26号）第4条の2第3項の規定に基づき、一宮市博物館運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

2 委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を任命し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、博物館において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第5号議案

一宮市三岸節子記念美術館運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

一宮市三岸節子記念美術館運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年1月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

規則の条文整備を図るため、本案を提出します。

一宮市教委規則第 号

一宮市三岸節子記念美術館運営協議会規則の一部を改正する規則

一宮市三岸節子記念美術館運営協議会規則（平成17年一宮市教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「委嘱する」を「任命する」に改め、同条第2項中「委嘱し」を「任命し」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

一宮市三岸節子記念美術館運営協議会規則（平成17年一宮市教育委員会規則第35号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(委員)</p> <p>第2条 委員は、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>2 委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を委嘱し、その任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(委員)</p> <p>第2条 委員は、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。</p> <p>2 委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を任命し、その任期は、前任者の残任期間とする。</p>

第6号議案

一宮市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

一宮市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年1月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市立学校管理規則の一部を改正する規則を制定するため、本案を提出します。

一宮市立学校管理規則の一部を改正する規則

一宮市立学校管理規則（昭和34年一宮市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条中「学校に」の次に「総括事務長、」を加え、同条第4号を同条第5号とし、同条第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(i) 総括事務長は、上司の命を受け、事務を総括処理する。

第13条の3を第13条の4とし、第13条の2の次に次の1条を加える。

(学校事務共同実施組織)

第13条の3 教育委員会は、学校における事務処理体制を整備し、及び効率化を図り、並びに学校経営に関する支援を行うため、複数の学校の事務職員が共同して事務を行う学校事務共同実施組織（以下「共同実施組織」という。）を置くことができる。

2 共同実施組織の組織、運営、業務等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

一宮市立学校管理規則（昭和34年一宮市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行

改正案

(事務職員)

第13条 学校に事務長、主査、主任及び主事の事務職員の職を置くことができ、その職務は、それぞれ次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(事務主任)

第13条の2 略

(事務職員)

第13条 学校に総括事務長、事務長、主査、主任及び主事の事務職員の職を置くことができ、その職務は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 総括事務長は、上司の命を受け、事務を総括処理する。

(2)～(6) 略

(事務主任)

第13条の2 略

(学校事務共同実施組織)

第13条の3 教育委員会は、学校における事務処理体制を整備し、及び効率化を図り、並びに学校経営に関する支援を行うため、複数の学校の事務職員が共同して事務を行う学校事務共同実施組織（以下「共同実施組織」という。）を置くことができる。

2 共同実施組織の組織、運営、業務等に関し必要な事項は、別に定める。

(学校栄養職員)

第13条の4 略

(学校栄養職員)

第13条の3 略

第7号議案

一宮市立小中学校事務共同実施組織設置要綱の制定について

一宮市立小中学校事務共同実施組織設置要綱の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年1月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市立小中学校事務共同実施組織設置要綱を制定するため、本案を提出します。

一宮市立小中学校事務共同実施組織設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「一宮市立学校管理規則」(以下「管理規則」という。)第13条の3の規定に基づき、一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、次に掲げる事項を実施するために一宮市立小中学校事務共同実施組織(以下「共同実施組織」という。)の設置について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 教育行政サービスの均質化及び高質化
- (2) 予算の効率的な執行
- (3) 事務改善の推進
- (4) 事務職員の能力の開発及び維持
- (5) 休暇、休職等の事務職員該当学校への支援
- (6) 学校現場における研修
- (7) 学校事務の標準化及び効率化
- (8) 教員の事務負担の軽減
- (9) その他教育を支える活動の推進

(組織)

第2条 教育委員会は、「別表第1」のとおり中学校区などを基本として、学校事務共同実施グループ(以下「グループ」という。)を指定する。

- 2 グループは、グループ内各校の事務職員(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(グループ長)

第3条 グループ内の業務を円滑かつ効果的に行うために、グループの運営責任者としてグループ長を置く。

- 2 グループ長は、総括事務長をもって充てる。ただし、当該グループ内に総括事務長がいない場合には、それに代わる者の中から教育委員会が任命する。
- 3 グループ長の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 グループ長は、グループを異にして異動した場合は、自動的にその職を解かれる。
- 5 グループ長の本務校を拠点校として、共同して事務処理を円滑に行うものとする。
- 6 拠点校の校長は、当該グループを総括する。

(グループ長の役割)

第4条 グループ長は、グループ内の事務が円滑に行われるよう、グループ内各校の校長の監督を受け、事務の共同処理を推進する。

- 2 グループ長は、グループ内の構成員の指導・育成及び服務管理を行う。
- 3 グループ長は、グループ内の構成員の分掌すべき事務を割り振り、事務処理方法を指示する。
- 4 グループ長は、グループ内の構成員の分掌すべき事務を決定するに当たっては、構成員の職名、経験等を勘案し、構成員間の事務の繁閑を平準化し、

円滑かつ効率的な業務運営を図るよう努める。

- 5 グループ長は、構成員間の協力を促し、グループ内における連携を図るため、ミーティングを定期的実施し、構成員間の情報共有を図るよう努める。

(統括グループ長)

第5条 教育委員会事務局の指示に基づき、グループ間の連絡調整及び教育委員会事務局等との調整を行うため、統括グループ長を置く。

- 2 統括グループ長は、グループ長の中から教育委員会が任命する。
- 3 統括グループ長の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営)

第6条 拠点校の校長は、グループにおいて処理する業務等について、当該グループ内の各校の校長と十分協議したうえで、グループ長が策定する共同実施計画書を教育委員会へ報告する。

(業務)

第7条 共同実施組織の所掌事務は、管理規則13条に規定する職務及び市町村立学校事務職員等の任命について（平成12年3月17日付愛知県教育委員会教育長教総第81号・教保第125号通知）のほか、次のとおりとする。

- (1) 平成21年2月3日付一宮市教育委員会教育長通知「一宮市立小中学校事務職員の標準的な職務等について」の趣旨に基づき、別表に示された職務内容
- (2) 教育委員会から委任を受けた事務
- (3) その他共同して事務処理を行うことが適当と認められる事務

(専決事項)

第8条 グループ内各校の校長の権限に属する事務の一部をグループ長（総括事務長及び事務長に限る。）に専決させることができる。専決事項は、「別表第2」のとおりとする。ただし、次に掲げる場合には専決させることはできない。

- (1) 事案が重要又は異例と認められる場合
 - (2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じる恐れがあると認められる場合
- 2 グループ長は、専決した事項について、グループ内の関係校長に報告しなければならない。

(勤務)

第9条 教育委員会は、グループ内各校の事務を必要に応じて共同処理するため、事務職員がグループ内各校で勤務することができるよう、兼務の発令を愛知県教育委員会へ内申する。

(服務)

第10条 事務職員の服務監督は、本務校で業務に従事する場合は本務校の校長が行う。グループ内各校で業務に従事する場合は兼務校の校長が行う。

- 2 グループ内各校の校長は、共同実施計画に基づき、当該校を本務とする事務職員にグループ内各校等への出張を命ずるものとする。

(共同実施協議会)

第11条 一宮市立小中学校の事務の共同実施組織の業務を円滑に実施するため、一宮市立小中学校事務共同実施協議会(以下「共同実施協議会」という。)を設置する。

- 2 共同実施協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(グループ長会議)

第12条 教育委員会は、各グループの統括及びグループ間の事務処理方法の調整、課題解決等を行うため、グループ長会議を開催することができる。

- 2 グループ長会議は、各グループ長により構成する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

「別表第1」(第2条関係)

共同実施グループ	学 校 名
北部中・葉栗中 浅井中学区	北部中・宮西小・貴船小 葉栗中・葉栗小・葉栗北小 浅井中・浅井北小・浅井南小・浅井中小
中部中・大和中・大和南中 萩原中学区	中部中・神山小・末広小 大和中・大和東小・大和西小 大和南中・大和南小 萩原中・萩原小・中島小
尾西第一中・尾西第二中 尾西第三中学区	尾西第一中・起小・三条小・大徳小 尾西第二中・朝日東小・朝日西小 尾西第三中・小信中島小・開明小
南部中・西成中 西成東部中学区	南部中・大志小・向山小・浅野小・富士小 西成中・西成小・瀬部小 西成東部中・赤見小・西成東小
丹陽中・千秋中学区	丹陽中・丹陽小・丹陽西小・丹陽南小 千秋中・千秋小・千秋南小・千秋東小
奥中・北方中・今伊勢中 木曾川中学区	奥中・奥小 北方中・北方小 今伊勢中・今伊勢小・今伊勢西小 木曾川中・黒田小・木曾川西小・木曾川東小

「別表第2」(第8条関係)

グループ長専決事項
① 教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定に関すること
② 教職員の児童手当の認定に関すること
③ 公立学校共済組合及び互助会に係る事実の確認、その他の手続き
④ 教職員の給与等に係る報告
⑤ 旅費に係る請求依頼の確認及び審査
⑥ 会計経理に係る軽易な報告
⑦ 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に係る軽易かつ定例的な調査

一宮市立小中学校事務共同実施協議会について

1 設置目的

一宮市立小中学校の事務の共同実施組織の業務を円滑に実施できるように、それぞれの組織ごとの運営の支援を行うために、一宮市立小中学校事務共同実施協議会（以下「共同実施協議会」という。）を設置する。

2 組織

共同実施協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 一宮市教育委員会事務局の職員
- (2) 一宮市立小中学校校長会の代表者
- (3) グループ長
- (4) その他必要に応じて定める者

3 会長

共同実施協議会に会長を置く。

- (1) 会長は、学校教育課長とする。
- (2) 会長は、共同実施協議会を代表し、その円滑な運営を図る。

4 会議及び協議事項

共同実施協議会は、必要に応じ会長が召集し、その主宰のもとに、次の事項について協議する。

- (1) 共同実施組織において処理する業務内容
- (2) 学校事務の標準化、効率化に関する事項
- (3) 共同実施組織による学校の管理運営全般の支援
- (4) 学校事務職員の研修に関する事項
- (5) その他共同実施に関する事項

5 事務局

共同実施協議会に事務局を置く。

- (1) 事務局長は、統括グループ長とする。
- (2) 事務局は、統括グループ長の本務校に置く。
- (3) 統括グループ長は、会長を補佐し、共同実施協議会の円滑な運営に努める。

6 その他

これに定めるもののほか、共同実施協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について

一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年1月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

選出団体役員改選のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 解嘱該当者

(解嘱日 平成27年1月31日)

氏名	性別	生年月日	住所	備考
やすい よしと 安井 祥人				社会教育関係者 一宮青年会議所副 理事長退任のため

2. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
いしかわ ますお 石川 昌臣				社会教育関係者 一宮青年会議所 副理事長就任の ため	新

3. 委嘱期間

平成27年2月1日から平成28年3月31日まで

※ 一宮市社会教育委員の定数等に関する条例第4条の規定に基づく前任者の残任期間

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成27年1月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
ア 市内の教育関係団体
イ 報道機関（新聞社又は放送局）
ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
40	一般財団法人 総合初等教育研究所 理事長 みずたに くにてる 水谷 邦照	第23回授業実践フォーラム	・小学校での指導や評価について考え、課題解決を図るための研究会を開催する。 ・参加者：全国の小学校教育関係者300名	6月13日(土)	羽島市文化センター	有料 2,500円	(4) (6)
41	いちい信用金庫 理事長 あわの ひろき 粟野 秀樹	第15回いちい金融スクール「春休み親子で学ぶ金融教室」	・地域の小学生と保護者を対象にした金融教室 「見て学ぼう」 「触れて学ぼう」 「クイズ」 「おこづかい帳をつけてお金を残してみよう」 『三菱電機新橋製作所』の工場見学 ・参加者20組40名 (保護者同伴で原則1組2名)	3月26日(木) 午前9時30分～ 午後4時10分	いちい信用金庫本店 4階会議室及び本店営業部	無料	(6)
42	公益社団法人一宮青年会議所 理事長 のだ いちろう 野田 一郎	スプリングチャレンジ～つみ木でめばえ・豊かな心～	・ファシリテーターとして萩野雅之氏を招いて、つみ木遊びと言う遊びあいの中で、お互いを尊重し認め合う大切さを知り、豊かな人間性を育て。 ・参加者：市内に住む小学校3年生～6年生80名	5月10日(日) 午後1時30分～ 午後4時30分	一宮市総合体育館 多目的室	無料	(4)
43	NPO法人元気な学校を支援し創る会 理事長 やまだ あきまさ 山田 昭正	平成27年度教師力アップセミナー	・授業名人や優れた実践者、研究者の講演を通じて、教師の資質・授業技術の向上に寄与すること ・教員120名/1回	平成27年 5月9日(土) 6月13日(土) 7月4日(土) 9月12日(土) 10月12日(祝・月) 11月14日(土) 平成28年 1月9日(土)	大口町立大口中学校	有料 年間 8,000円 1回 3,000円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
44	福井市自然体験交流 推進協議会 会長 まふかわ かつみ 前川 勝己	子どもシオ自然体験活 動	・自然体験や文化体験を通 じて子ども達の生きる力 を育む。 ・恐竜博物館で恐竜の生き ていた時代の様子に触れ るとともに、地球の成り立 ち、日本の成り立ちを学 び子どもたちの科学する 心を育てる。 参加者：小学校1年生～中 学校3年生 各組35名	1組 3月29日(日)～ 3月30日(月) 2組 3月31日(火)～ 4月1日(水)	福井県恐竜博 物館 県立奥越高原 青少年自然の 家など	12,000円	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
71	家庭倫理の会一宮市 会長 おおし やすこ 大橋 ヤスコ 主管 一般社団法人 倫理研究所	家庭倫理講演会	「生きぬく力」をテーマとした、佐藤昭子氏(倫理研究所生涯局講師)による講演	5月10日(日)	一宮市民会館	有料 1,000円	(6)
72	愛ランド21游墨書道会 会長 かめやま せつぽう 亀山 雪峰	第31回愛ランド21游墨会書道展	書道展覧会	3月28日(土) ～ 3月29日(日)	一宮スポーツ文化センター	無料	(6)
73	きそがわポップスバンド 団長 いわた けんご 岩田 健吾	きそがわポップスバンド第14回演奏会	吹奏楽の演奏	3月15日(日)	尾西市民会館	無料	(3) (6)
74	チアフル・ママ 代表 ななき あずみ 江崎 あずみ 主催 チアフル・ママ、 NPO 法人ORR社会 貢献センター	チアフル・きらきら旬の家族フェア	子供職業体験、オレンジリボン(児童虐待防止運動)・イエローリボン(障がい者支援)啓発活動、ブース出展、ケータリングカーによる販売、献血など	5月16日(土)	一宮市民会館	無料 (入場無料 一部イベントには保険料等が必要)	(4) (6)
75	NPO 法人 響愛学園 理事長 こじままりこ 児島真里子	NPO 法人響愛学園ワークショップ「ワクワク作る」	幼児教育・障害児教育の関係者を対象とした造形指導ワークショップ	3月21日 (祝・土)	ホテル	有料 1,500円	(4)
76	一宮謡曲同好会 常任理事 かとう としお 加藤 寿夫	春季謡曲大会	謡曲発表会	4月26日(日)	産業体育館	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
77	劇団・織音座 代表 たけだ みゆき 武田 美由紀	親子向 観劇会	親子向けの演劇公演	3月29日(日)	尾西生涯学習センター	無料	(6)
78	大成中学・高等学校 校長 あだち まこと 足立 誠	大成中学・高等学校 管弦楽部 愛知曙成 高等学校プラスメン ト部 第10回定期演 奏会	吹奏楽の演奏会	4月26日(日)	一宮市民会館	無料	(2) (6)
79	寿江女会 会主 はなやなぎ すえじよ 花柳 寿江女	花柳寿江女傘寿記 念公演第三十三回 寿江女会	日本舞踊の公演	3月1日(日)	日本特殊陶業 市民会館ビレ ッジホール	有料 3,000円	(3)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
43	一宮市空手道連盟 会長 葛谷豊勝 (主催) 全日本空手道連盟 和道会西尾張連合 会	第 34 回和道会西 尾張空手道競技大 会	全日本空手道連盟西尾 張連合会に加盟する 小・中学生、高校生、大 学生、一般による形個人 戦、組手個人戦を各種目 別にトーナメント競技 する。	3月15日(日)	一宮市総合体 育館	1人 2,000円	(6)
44	世界誠道空手道連 盟誠道塾愛知支部 支部長 澤平敏秀	世界誠道空手道連 盟日本支部 2015 年全日本ベネフィ ットトーナメント 愛知大会	世界誠道空手道連盟に 所属する幼年(3~6歳) 少年部(6~14歳)一般 部(15歳以上)による型 (個人戦)、テクニック 試合・組手(トーナメン ト)を各種目別に競技す る。	4月19日(日)	名古屋市中ス ポーツセンタ ー	1人 2,000円	(7)
45	NPO愛知県生涯 スポーツ協会 理事長 福井 晃	はじめてのわくわ くスポーツ体験	市内在住・在学の児童を 対象にスポーツ(フット サル)をする楽しさを身 体全体で感じてもらい スポーツをするきっか け作りを目的とする。	3月26日(木)	一宮市総合体 育館	無料	(4) (6)
46	一宮ラグビースク ール 校長 前島弘嗣 (主催) 一宮ラグビーフッ トボール協会	平成 27 年度一宮 ラグビースクール	ミニ(ジュニア)ラグビ ーの指導	4月1日(水) ~平成28年 3月31日(木)	一宮市光明寺 公園球技場 他	年額 10,000円	(3) (6)
47	愛知県一宮総合運 動場 場長 永井成人 (主催) 公益財団法人愛知 県教育・スポーツ振興 財団	家族の体験活動事 業「家族で馬と遊 ぼう」	動物(ポニー)を通して コミュニケーションを 図り、家族の絆を深め る。	3月8日(日)	愛知県一宮総 合運動場	無料	(4) (6)